

ふじみ野市立資料館条例新旧対照表

改正案	現行						
<u>ふじみ野市立博物館条例</u> （設置） 第1条 本市は、市民の郷土に関する教育、学術及び文化の発展に寄与するため、<u>ふじみ野市立博物館</u>（以下「博物館」という。）を<u>ふじみ野市大井中央二丁目19番5号</u>に設置する。 （業務） 第2条 <u>博物館</u>は、次に掲げる業務を行う。 （1）ふじみ野市の歴史、考古、民俗等に関する実物、標本、模型、文献、図表その他これに類する資料（以下「資料」という。）の収集、保存及び調査研究に関すること。 （2）資料の展示及び知識の普及並びに啓もうに関すること。 （3）<u>前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な業務</u>に関すること。 （管理） 第3条 <u>博物館</u>は、ふじみ野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを管理する。	<u>ふじみ野市立資料館条例</u> （設置） 第1条 本市は、市民の郷土に関する教育、学術及び文化の発展に寄与するため、<u>資料館</u>を設置する。 （名称及び位置） 第2条 <u>資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館</u></td><td><u>ふじみ野市長宮一丁目2番地11</u></td></tr> <tr> <td><u>ふじみ野市立大井郷土資料館</u></td><td><u>ふじみ野市苗間40番地39</u></td></tr> </table> （業務） 第3条 <u>資料館</u>は、次に掲げる業務を行う。 （1）ふじみ野市の歴史、考古、民俗等に関する実物、標本、模型、文献、図表その他これに類する資料（以下「資料」という。）の収集、保存及び調査研究に関すること。 （2）資料の展示及び知識の普及並びに啓もうに関すること。 （3）<u>その他設置目的を達成するために必要な業務</u>に関すること。 （管理） 第4条 <u>資料館</u>は、ふじみ野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを管理する。	名称	位置	<u>ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館</u>	<u>ふじみ野市長宮一丁目2番地11</u>	<u>ふじみ野市立大井郷土資料館</u>	<u>ふじみ野市苗間40番地39</u>
名称	位置						
<u>ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館</u>	<u>ふじみ野市長宮一丁目2番地11</u>						
<u>ふじみ野市立大井郷土資料館</u>	<u>ふじみ野市苗間40番地39</u>						

(職員)

第4条 博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(利用)

第5条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) (略)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(損害賠償)

第6条 博物館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により博物館の施設設備及び資料を損傷し、又は滅失した場合は、これを修理し、又は損害を賠償しなければならない。

(運営協議会)

第7条 博物館の円滑な運営を図るため、ふじみ野市博物館運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 (略)

(委任)

第8条 (略)

(職員)

第5条 資料館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(利用)

第6条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) (略)
- (3) その他管理上支障があるとき。

(損害賠償)

第7条 資料館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により資料館の施設設備及び資料を損傷し、又は滅失した場合は、これを修理し、又は損害を賠償しなければならない。

(運営協議会)

第8条 資料館の円滑な運営を図るため、ふじみ野市資料館運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 (略)

(委任)

第9条 (略)